

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の名称

『住みたい美しいまち 多久』再生計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

佐賀県、多久市

3 地域再生計画の区域

多久市の全域

4 地域再生計画の目標

(1) 多久市の特性

多久市は、佐賀県のほぼ中央部に位置し、秀峰“天山”を主峰とし四方を緑豊かな山々に囲まれた盆地に存在している。その山々を源に諸河川は市の中央部を貫き、牛津川を主流に六角川と合流し有明海へ注いでいる。

平野部には、水田が広がり山間部には棚田やみかん園を中心とした里山が形成されている。夏の夕暮れ時には市内に点在する集落の小川で、蛭が乱舞し、稀少動植物（カゼトゲタナゴ、スジシマドジョウ、カネコシダ、コメガヤ等）が生息する自然豊かな環境を作り出している。

また、歴史的な文化遺産としては、多久家の4代邑領主多久茂文が宝永5年(1708年)に建立した国の重要文化財である「多久聖廟」があり、廟内には孔子像が安置されている。毎年、春と秋の2回、儒学の先哲を偲ぶ祭儀「稗菜」が厳かに行われ多くの人々が参拝されている。

石炭産業最盛期には、4万5千を超えた人口も、基幹産業の崩壊とともに減少の一途を辿り、現在では2万3千人と過疎化、少子高齢化の進む典型的な過疎地となり、地域の活性化と定住化促進が大きな課題となっている。

(2) 計画の意義及び目標

高度成長期の終焉に伴う社会情勢の変化に即応し、21世紀を共に生きる市民協働の政策による「街づくり」が重要となっている。多久の魅力を市民に問うと「文教の里」「豊かな自然」「交通の要衝」といった言葉が返ってくる。地域再生への道はこの言葉に集約されているといっても過言ではない。

「文教の里」に関しては、日本三大孔子廟のひとつである「多久聖廟」が創建されると同時期に、「東原庠舎」が建立され、身分の区別なく、志あるものが学べる学校として、地域社会に浸透し、儒学を基礎とする「人の道」教育が300年の長き歴史の中で脈々と受け継がれてきた。こうした歴史的財産は、多久市の文教、観光資源の拠点として位置付けられ、将来的にも教育・観光資源としての更なる活用が求められている。

二つ目の魅力である「豊かな自然」については、多久市は四方を緑豊かな山々に囲まれ、清流には蛍が飛び交い、山村部の集落には棚田の現風景が残される自然環境の豊かな都市である。こうした自然環境の保全を目的とし、今日まで各種公園の整備や棚田の保存などの施策を行い、自然保護の分野においては一定の成果をあげてきた。しかし、森林・林業を取り巻く状況は、木材価格の長期低迷、担い手の減少や高齢化など、非常に厳しい状況にあり、木材の生産はもとより、国土の保全、水源のかん養など多面的な機能を有する森林の荒廃が懸念されている。

また、汚水処理事業の取り組みの遅れ（平成16年度末汚水処理人口普及率26%）などから市街地における河川の水質汚染や水辺環境の悪化が、積み残された大きな課題となっている。

三つ目の「交通の要衝」については、高速道路「九州横断自動車道」のインターチェンジを有し、佐賀市、唐津市、伊万里市を結ぶ交通の要衝に位置しているものの、基幹幹線へのアクセス道や林道などのインフラ整備が未発達なため、観光、商工が孤立し、人・物・情報の交流が十分に機能していない状況にある。

多久市ではこうした様々な課題に対応し、地域の再生を図っていかねばならないと考えており、地域再生基盤整備事業交付金を活用して地域の再生を目指したい。具体的には、定住化促進へ向けた居住環境の改善と、森林整備や汚水処理整備を具現化し、豊かな自然と生活環境の再生を目指すと共に、基幹道路へのアクセス道の整備及び林道の整備による道路ネットワークを構築し、観光、商工、農林業を二次元的に結び付け地域の活性化を目指す。

以上のことから、人的交流、物流を促進し、教育・観光資源を起爆剤とした地域の活性化を推進するとともに、市民と共有する三つの魅力を融合し、『住みたい美しいまち 多久』の再生を目指す。

- 【目標1】 汚水処理施設の整備促進
（汚水処理人口普及率を26%から43%に向上）
- 【目標2】 観光地、市街地へのアクセス道路の整備
（観光者数を年間60万人から65万人に向上）
- 【目標3】 林道の整備促進
（本事業における森林整備実施面積）
 - 年間整備率 12.5%増加
 - 4年間累計 50.0%増加

5 目標を達成するために行う事業

(5-1) 全体の概要

公共下水道事業においては、平成10年8月10日に下水道法の認可を受け事業を推進しているが、当該認可の事業期間が17年度末であること、また、汚水処理人口普及率が平成16年度末で26%に留まっていることから、処理区域の拡大を図ることとし、平成17年4月26日に変更認可の申請を行い、平成17年7月26日に変更の認可を受けた。

今回の汚水処理施設整備交付金で取り組む公共下水道の事業地区は変更認可の、拡大区域の中の一部を対象としているが、その対象地区である中多久地区、浦山地区の両地区は市内各所に点在する石炭産業繁栄時の旧炭鉱住宅街で、市内でも有数の住宅密集地であると同時に、生活環境の改善が大きな課題となっている地区でもある。

また、浄化槽設置事業（個人設置型）については、「浄化槽整備事業費国庫補助金交付要綱」に定める「水質汚濁の著しい閉鎖性水域の流域（有明海流域）」の対象地域として要件を満たしており、公共下水、農集排事業の認可地区以外の地域を対象に整備を図り、両事業をベストミックスすることにより、機動的、横断的な汚水処理施設整備を推進し、水洗化のスピードアップを図る。

また、多久市は、佐賀県の“へそ”部分に位置しており、伊万里・唐津市にある港湾への物流ルート及び県内の商工業での輸送ルートにもなっている。更に、多久は、県内観光地への分岐点でもあり、現在、市の中央部では商業地域の街並再生（区画整理）を実施していることから、これらを“核”に東・西・南部方面からの流入形態を市街地或いは各観光施設へ導く交通アクセスを確保する。

具体的には、国・県道からの支線となる基幹的市道8路線約4.1kmの拡幅工事を行うことにより、市内外から流入する通行を市中心部へ容易に収容する。

また、山間部においては、林道約1kmの開設を行うことにより森林へのアクセスを確保し、森林施業の効率化を図るとともに、間伐材等の林産物の搬出を容易にする。

(5-2) 法第四章の特別措置を適用して行う事業

(1) 汚水処理施設整備交付金を活用する事業

[施設の種類]	区域	事業主体]
公共下水道	多久市内	多久市
浄化槽（個人設置型）	多久市内	多久市

[事業区域]

公共下水道 多久市北多久町中多久地区、浦山地区

浄化槽（個人設置型）

多久市のうち、多久市公共下水道事業認可区域及び農業集落排水
処理施設整備事業採択区域並びにコミュニティ・プラント事業認
可区域を除く地域

[事業期間]

公共下水道 平成17年度～21年度

浄化槽（個人設置型） 平成17年度～21年度

[事業費]

公共下水道	1,549,000千円
（うち、交付金	625,000千円）
（うち、単費	299,000千円）
浄化槽（個人設置型）	59,181千円
（うち、交付金	19,727千円）

[整備量]

公共下水道	処理人口	1,870人
	管渠工	150mm～300mm
		L = 12,400m
	面整備	A = 47.9ha

浄化槽（個人設置型） 処理人口 460人

（5人槽 60基）

（7人槽 86基）

（10人槽 5基） 設置総基数 151基

(2) 道整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始にかかる手続き等を了してい
る。なお、整備箇所については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・ 市道8路線については、道路法に規定する市道認定済

両の原・中小路線	S . 5 7 . 3 . 2 4
白仁田線	S . 5 7 . 3 . 2 4
別府・古賀山線	S . 5 7 . 3 . 2 4
山犬原・東原線	H . 8 . 6 . 2 4
中山・長尾線	S . 5 7 . 3 . 2 4
牟田辺・谷下線	S . 5 7 . 3 . 2 4
宮の前・牟田辺線	S . 5 7 . 3 . 2 4

・林道（広平線）

森林法による佐賀東部地域森林計画（平成13年度樹立）に路線を記載

[施設の種類の種類	(事業区域)	事業主体]
市 道	(多久市)	多久市
林 道	(多久市)	多久市

[事業期間]

市道（平成17～21年度） 林道（平成18～21年度）

[整備量及び事業費]

市道 4 . 1 km (計 4 . 0 7 4 km) 林道 1 . 1 km (計 1 . 0 8 0 km)

総事業費 1 , 5 5 7 , 0 0 0 千円
(うち交付金 7 7 8 , 5 0 0 千円)

(内訳)

市道 1 , 4 7 7 , 0 0 0 千円
(うち交付金 7 3 8 , 5 0 0 千円)

林道 8 0 , 0 0 0 千円
(うち交付金 4 0 , 0 0 0 千円)

(5 - 3) その他の事業

今出川ふるさと再生事業

蛸が飛び交う今出川に「今出川ふるさと公園」を整備しているが、清流の保全と蛸の生息を目的に公園内の清掃活動や河川敷の草刈活動等を行う。

棚田の保全活動

平成17年度から平成21年度にかけて、中山間地域等直接支払制度を活用し、地域・集落の農業生産活動を通じて、棚田の持つ良好な景観と多面的機能の保持に努める。

多久駅周辺土地区画整理事業及びパーク・アンド・ライドへの対応
駅周辺の土地区画整理事業に伴い平成19年度末までに駅舎の移動、

改築を行うとともに、パーク・アンド・ライドに対応した駐車場の整備を図る。

市内循環バス・路線バスのネットワークの充実
道路運送法第80条第1項ただし書きの規定に基づき、多久市自家用自動車有償バスの運行に関する協議を市民代表者等の委員も加えて行い、平成17年10月にバス運行をスタートし、これまで以上の利便性向上を図っていく。

6 計画期間

平成17年度～21年度の5年間

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

汚水処理人口普及率は、多久市の人口に対して、汚水処理施設の利用可能な人口をもって定量的な数値が算出されるため、客観的な目標達成の評価が可能である。

また、4に示す道整備交付金事業ならびに汚水処理施設整備交付金事業における計画目標については、庁内において「地域再生計画推進会議」を設置し、事業の進捗状況等の検討・公表を行いながら、達成状況の確認作業を随時行う。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし